

財務省告示第二百二十七号

関税法施行令（昭和二十九年政令第一百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき、税関官署を指定する件（昭和六十年四月大蔵省告示第五十六号）の一部を次のように改正し、平成十九年七月一日から適用する。

平成十九年六月二十九日

財務大臣 尾身 幸次

第一号を次のように改める。

一 函館税関札幌税関支署旭川空港出張所

第二十一号を次のように改める。

二十一 神戸税関坂出税関支署高松出張所